安曇野市新総合体育館建設工事に関する三者協定書

安曇野市新総合体育館建設工事（以下「本工事」という。）に関して，安曇野市（以下「発注者」という。）と大建・エーアンドエー安曇野市新総合体育館建設設計共同企業体（以下「設計者」という。）と○○○○（以下「受注者」という。）とは，以下のとおり三者協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第１条 本協定は，本工事における発注者が実施した安曇野市新総合体育館建設工事総合評価落札方式競争入札（以下「本競争入札」という。）において，受注者の技術提案書等を選定したことを確認し，令和２年２月に設計者による本工事の実施設計（以下「実施設計」という）を完成させ，令和３年１０月に引渡しを完了させるため，発注者，設計者及び受注者が協力して，発注者と受注者が別途契約する安曇野市新総合体育館建設工事実施設計技術協力業務委託における技術協力を有効に実施設計に反映し、施工を円滑に完了させる上で，必要な事項を定めることを目的とする。

（関係者間の調整，協力）

第２条 本設計の実施に係る発注者，設計者及び受注者間の調整は，発注者が行う。

２ 発注者が行う調整に対し，設計者及び受注者は，真摯に対応し，協力する。

３ 発注者，設計者及び受注者は，本協定の目的を達成するうえで採用すべき技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を下げないでコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案（以下「ＶＥ提案」という。）の技術的・経済的課題を検討し、施工を円滑に完了するため，安曇野市新総合体育館建設工事技術協力協議会（以下「三者協議会」という。）を設置する。なお，三者協議会とは，発注者及び設計者並びに受注者の三者により組織されるもので，実施設計時および施工期間中に受注者から提案される高度な技術提案及びＶＥ提案並びに施工実施方針の採否を検討し，採用となった場合は，実施設計および施工に反映させる組織をいう。

４ 第１項に規定する調整は，発注者が主催する三者協議会において，発注者が設計者及び受注者からの意見を踏まえた上で，関係者間の調整を行う。

（三者協議会の役割，責任）

第３条 三者協議会の役割，責任は添付の【別紙】役割分担表による。

２ 完成した実施設計の設計責任は，設計者が負うものとする。ただし，受注者から提案され発注者により採用されたＶＥ提案を実施設計に反映させるため，受注者が計画通知申請上のその他設計者となった場合は，受注者も実施設計への関与度合いに応じた設計責任を負うものとする。

（実施設計における技術協力等）

第４条 受注者は，本協定の目的を達成するため，本競争入札時において受注者から提案され発注者により採用された技術提案及びＶＥ提案に限らず，更なる技術的提案及び経済的提案に努めるものとする。

２ 設計者は，本競争入札時において受注者から提案され発注者により採用された技術提案及びＶＥ提案だけでなく，実施設計段階における受注者からの更なる技術的提案及び経済的提案の技術検証，コスト検証を行うとともに，本協定の目的を達成するため更なる技術的提案及び経済的提案を行うものとする。

（目標工事費）

第５条 本工事における発注者と受注者において合意した工事金額である目標工事費の上限は，金　　　　　　　　円とする（消費税額及び地方消費税の額を除く）。

（有効期限）

第６条 本協定は，本協定の締結日から本工事完了日までとする。

（その他）

第７条 本協定書に定めのない事項については，必要に応じて発注者，設計者及び受注者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため，本書３通を作成し，発注者，設計者，受注者が記名押印の上，各１通を保有する。

　令和○○年○○月○○日

発注者　住所　長野県安曇野市豊科６０００番地

安曇野市

氏名　市長　　宮 澤 　宗 弘　　㊞

設計者　大建・エーアンドエー安曇野市新総合体育館建設設計共同企業体

代表　住所　大阪府大阪市西区京町堀一丁目１３番２０号

氏名　株式会社大建設計

代表取締役社長　　平 岡 　省 吉　　㊞

構成員　住所　長野県安曇野市穂高５６４９番地１

氏名　株式会社エーアンドエー

代表取締役　　百 瀬 　勉　　㊞

受注者　住所　○○○○○○○○

氏名　○○○○○○○○　　　　　　　　　　㊞